

住民の皆様からいただいた意見に対する考え方（H20.7.25版）

- ・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
- ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
ハガキ		以前、お年寄りに大雨の時釜口水門を開かないと諏訪が、開くと伊那が水没すると大騒ぎになったことがあったと聞いています。今回、治水に水位を低下させることが入っているうれしく思います。	今後も水害のないような河川整備を進めていきたいと考えています。	第3章第1節第1項1水位低下対策P3-1
ハガキ		30年の整備計画は長すぎる。危険箇所の集中的な整備を（激特のように）。災害は待ってくれないと思うが。	財政の見通しが不透明な中で、河川整備計画の目標を達成するには、ある程度長い期間を要すると考えております。ご理解をお願いします。	第2章第2節整備計画対象期間P2-3
ハガキ		諏訪湖の湖水、底泥にはダイオキシンが含まれていると聞いたが環境的な問題はないのか。	長野県の管理区間のため、ご指摘の意見は長野県に伝えていきます	—
ハガキ		暴れ天竜の名前が返上されることを願います。	今後も水害のないような河川整備を進めていきたいと考えています。	—
ハガキ		水質について。天竜川はあまりなじみがなく、水質もどの位よいのか分かりませんが、諏訪湖から流れているということで心配はあります。数年前より夏場に臭う諏訪湖の臭さはあまり感じなくなりましたが、釜口水門はドブというか悪臭がし、車で通っても窓を開けると臭ってきます。その元となっている諏訪の水もよくしなくては川も水質がよくなると思います。なので、そちらも県や市町村と協力してほしいです。	水質改善の取り組みについてはご意見などを踏まえP3-18の記述を「水質の維持・改善の推進については、河川や諏訪湖の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質の保全と改善に努める。」と修正しました。諏訪湖の水質改善については長野県の水質保全の取り組みと連携していきます。	第3章第1節第3項4(1)水質の維持・改善の推進P3-18
ハガキ		予算に限りがあることは十分にわかるが早急な治水対策を望む	限られた予算において効率的に整備を進めていきたいと考えます。ご理解をお願いします。	—
ハガキ		諏訪湖の水質浄化にもっと取り組むべきではないか。	水質改善の取り組みについてはご意見などを踏まえP3-18の記述を「水質の維持・改善の推進については、河川や諏訪湖の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質の保全と改善に努める。」と修正しました。諏訪湖の水質改善については長野県の水質保全の取り組みと連携していきます	第3章第1節第3項4(1)水質の維持・改善の推進P3-18
ハガキ		H18年に大雨で堤防が決壊しましたが人的に被害がなく良かったものの、中央構造線による地盤のゆるさを実感致しました。水による災害だけでなく地震による被害も減らせるよう対策をお願い致します。	地震に対する防災対策も河川管理上重要なことと考えており、被害を軽減できるよう可能な対策を関係機関と連携していきます。	第3章第1節第1項3危機管理対策P3-10
ハガキ		諏訪湖周辺の治水のために大降雨時諏訪湖の水位をもっと下げないように釜口水門から放流できるように天竜川の整備をできないか。	諏訪湖・天竜川にて戦後最大規模相当の洪水を安全に流下させるよう釜口水門放流量を現状400m ³ /sから目標500m ³ /sにし、天竜川の整備も実施していきます。	第2章第3節第1項洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標P2-3
ハガキ		狭窄部となっている天竜川釜淵峡の流下能力を高め、洪水対策に努めていただきたい。	狭窄部の上流は、水が滞留し土砂が堆積しやすいこと、水位が上昇しやすいことから、洪水時の災害のポテンシャルが非常に高い場所で、内水の排除、浸水した時の洪水後の速やかな排水する機能として霞堤（開口部）、当地区の場合は特に堤防が壊れないように越流堤を設けています。河床の上昇の状況、河道内樹木の繁茂の状況については、監視を継続的に実施し、必要に応じて河床掘削、河道内樹木の伐開等の処置を講じていきます。	第3章第1節第1項3(3)狭窄部上流の水位上昇対策P3-11 第3章第2節第1項3(1)河床・河岸の維持管理P3-24

住民の皆様からいただいた意見に対する考え方（H20.7.25版）

- ・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
- ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
ハガキ		屈曲蛇行する小和田地区の天竜川の流路断面積の確保のため、天竜川左岸側（東側）の砂利採取、又は、砂利の地ならしによる流下能力の向上に努めていただきたい。	狭窄部の上流は、水が滞留し土砂が堆積しやすいこと、水位が上昇しやすいことから、洪水時の災害のポテンシャルが非常に高い場所で、内水の排除、浸水した時の洪水後の速やかな排水する機能として霞堤（開口部）、当地区の場合は特に堤防が壊れないように越流堤を設けています。河床の上昇の状況、河道内樹木の繁茂の状況については、監視を継続的に実施し、必要に応じて河床掘削、河道内樹木の伐開等の処置を講じていきます。	第3章第1節第1項3(3)狭窄部上流の水位上昇対策P3-11 第3章第2節第1項3(1)河床・河岸の維持管理P3-24
ハガキ		天竜川洪水の逆流によるゴミ流入対策施設（ゴミを放流できる構造で）の整備を図っていただくと共に、流入した場合には撤去対策を取っていただきたい。	毎年度、河道内のゴミや流草木等の撤去処分に努めています。しかし、出水の都度、全てを除去することは困難な状況です。また、地域の方々による自主的な、あるいは河川管理者と協働の河川清掃が実施されており、ゴミの投棄等への啓発活動にも努めていきます。	第3章第2節第1項6流下物の処理P3-25
ハガキ		（治水）都市計画、土地利用のための資料の作成と調査、研究が必要であると思います。例が、伊那谷での100年に1回の洪水対策。洪水地区、山崩れ地区策。	狭窄部上流や堤防開口部については土地利用誘導、河川情報の提供を関係機関と連携・調整して推進します。ただし、背後地の状況変化等により新たに対策の必要性が高まった地区については、関係機関と連携・調整して必要な対策を実施します。また洪水時に適切に対応するため、各自治体の洪水ハザードマップの作成、修正、地域住民に活用してもらうための取組み等に対し、支援、協力を行います。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常の作用に対する安全性の強化P3-6 第3章第2節第1項9(2)水防に関する連携・支援P3-26
ハガキ		○治水事業について ・最近地震や巨大台風など大きな災害の情報が続き、温暖化など地球規模の異変に脅威を感じます。 ・「水」は命の源であり、地球内や循環する水と川に対して人はもっと尊敬や畏怖を持ち、水と川を崇拝する気持ちを再認識する必要があるのではないか。 ・堤防を高くして水を閉じこめることは限界があり、人が水と川から遠ざかることも必要ではないかと感じます。 ・とは言っても、差し当たり命と財産は守らなければならないので整備計画は基本的に理解できますので、地域住民合意形成の下での事業進捗に期待します。	ご意見のとおり、自然の驚異や大切さについて再認識し、今後も地域の方々の意見をいただきながら河川整備を進めてまいりたいと思います。	—
ハガキ		○川の浄化作戦について ・私は釣りを楽しむ一人ですが、川の汚れとゴミの多さにはほとほとあきれています。 ・治水と同時に「川を綺麗にする」事業をもっと大々的に展開することは出来ないものでしょうか。 ・最早ボランティアや一部の人の良心に頼っていても問題の解決にはならないので、大河を管理する天竜川上流河川事務所が主体になり、各市町村と一体となって住民意識を喚起した取組が求められていると思います。	毎年度、河道内のゴミや流草木等の撤去処分に努めています。また、地域の方々による自主的な、あるいは河川管理者と協働の河川清掃が実施されており、引き続きゴミの投棄等への啓発活動にも努めていきます。	第3章第2節第1項6流下物の処理P3-25
ハガキ		治水 中川村片桐小和田の天竜川から、田んぼ、民家などへの流水を防げるようにお願いしたいです。 そのために、屈曲蛇行する小和田地区の天竜川の流路断面積の確保のため、天竜川左岸側の砂利採取、又は砂利の地ならしによる流下能力の向上に努めていただきたいです。	狭窄部の上流は、水が滞留し土砂が堆積しやすいこと、水位が上昇しやすいことから、洪水時の災害のポテンシャルが非常に高い場所で、内水の排除、浸水した時の洪水後の速やかな排水する機能として霞堤（開口部）、当地区の場合は特に堤防が壊れないように越流堤を設けています。河床の上昇の状況、河道内樹木の繁茂の状況については、監視を継続的に実施し、必要に応じて河床掘削、河道内樹木の伐開等の処置を講じていきます。	第3章第1節第1項3(3)狭窄部上流の水位上昇対策P3-11 第3章第2節第1項3(1)河床・河岸の維持管理P3-24

住民の皆様からいただいた意見に対する考え方（H20.7.25版）

- ・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
- ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
ハガキ		(治水) 国の責務として国土保全の見地から、ダム建設を容認し先祖伝来の土地、家屋を譲り渡しました。下流域の安全と発展のためにダムのできることを託して全面的に協力してきました。しかし、年数が経ってお金がないから安い違う方法に変えてダム建設は見送る。国の乱暴な地権者や地域を無視した選択に憤りを感じずにはられません。美和ダムから下流の安全は保証するが、上流はどうでもよいというように受け取れます。上流と下流の命に差はありません。 三峰川全体の整備の基本(暴れ天竜の元凶とされた三峰川を治めることが重要ではないですか)に徹し、戸草ダムの必要性を主張します。それが天竜川治水の要だと思えます。	戸草ダムの建設のために住み慣れた土地をお譲りいただいた方々がおられることは十分承知しております。 戸草ダムの治水上の必要性は変わらないものの、戦後最大洪水規模相当の洪水を目標とした段階的な計画である河川整備計画では平成18年7月豪雨による被害を鑑みると、限られた予算の中で、早期に天竜川上流部の治水安全度を確保するためには、美和ダム等の既設ダムの洪水調節機能の強化が最適であると判断し、河川管理者の選択案を示したものです。 ご意見を踏まえ美和ダム上流域の対策については、P3-5の記述を「美和ダム上流域において関係機関と調整を図りながら土砂対策・河床安定化対策等を実施する。」と修正しました。	第3章第1節第1項1(3)①美和ダム等既設ダムの洪水調整機能の強化P3-5
ハガキ		地域住民の声、要望をもっともっと大切にしてください。 天竜川上流河川事務所へいろいろお願いしても中々やってくれない。 国土交通省の声を活かした運営ではこまる。 地域を大切にしてください。すべての事が上から見さげた様な仕事ばかりである。	ご意見ありがとうございます。 今後も地域住民の皆様からご意見を伺い、関係機関と調整を図りながら、地域、流域全体を考えた総合的に河川整備を推進していきたいと考えています。	—
ハガキ		治水 中川村片桐小和田地区は洪水のためゴミとドロの流入により大変な思いをしています。砂利採取とゴミの流入対策を早期にお願いします。ゴミの撤去もお願いします。	毎年度、河道内のゴミや流草木等の撤去処分に努めています。しかし、出水の都度、全てを除去することは困難な状況です。また、地域の方々による自主的な、あるいは河川管理者と協働の河川清掃が実施されており、ゴミの投棄等への啓発活動にも努めていきます。 また、河床の上昇の状況、河道内樹木の繁茂の状況については、監視を継続的に実施し、必要に応じて河床掘削、河道内樹木の伐開等の処置を講じていきます。	第3章第2節第1項6流下物の処理P3-25 第3章第2節第1項3(1)河床・河岸の維持管理P3-24
メール		小和田地区は、昭和58年、平成11年、平成18年と、天竜川の氾濫により、水田20haが冠水するという被害に見舞われています。幸い、人家の水没などの被害は発生していませんが、平成18年以上の洪水となった場合には、人家及び国道153号が水没し、生活に大きな不安を与えることとなります。このため、岡谷市の釜口水門の放水量600m ³ /secに対応した流下能力の向上のための対策をお願いいたします。 特に、牧ヶ原橋が架かる釜淵峡は、天竜川の川幅が狭く、流下能力を向上するためには、河床を掘り下げる方法しかないと思われ	狭窄部の上流は、水が滞留し土砂が堆積しやすいこと、水位が上昇しやすいことから、洪水時の災害のポテンシャルが非常に高い場所で、内水の排除、浸水した時の洪水後の速やかな排水する機能として霞堤(開口部)、当地区の場合は特に堤防が壊れないように越流堤を設けています。 河床の上昇の状況、河道内樹木の繁茂の状況については、監視を継続的に実施し、必要に応じて河床掘削、河道内樹木の伐開等の処置を講じていきます。	第3章第1節第1項3(3)狭窄部上流の水位上昇対策P3-11 第3章第2節第1項3(1)河床・河岸の維持管理P3-24
メール		天竜川水系河川整備計画中で、中川村葛島、中川村片桐の郡が、下伊那郡となっていますが、上伊那郡の誤りですので、訂正ください。	ご指摘のとおり修正させていただきます。	表-3.1.4水位低下(堰・橋梁の改築)に係る施工の場所P3-4